ロ）技術士［建設部門（トンネル）又は（施工計画、施工設備及び積算）］
ハ）ＲＣＣＭ［（トンネル部門）又は（施工計画、施工設備及び積算部門）］
ニ）土木学会認定技術者（特別上級土木技術者、上級技術者（トンネル・地下分野）又は１級土木技術者（トンネル・地下分野））のいずれかの資格

2）平成16年度以降に元請けとしてしゅん功（完了）認定された次に掲げる工事の工事経験又は設計業務実績を有すること（特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型の共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。この場合、協定書の写しを提出すること。なお、現場代理人としての実績においては、この限りではない。）。

密閉型シールドトンネル工事又は補助工法（凍結工法又は注入工法）を用いたトンネル工事

②　照査技術者

照査技術者は、下記の１）に示す要件を満たす者でなければならない。

1）下記のいずれかの資格を有する者
イ）技術士［総合技術監理部門（建設―トンネル）又は（建設―施工計画、施工設備及び積算）］
ロ）技術士［建設部門（トンネル）又は（施工計画、施工設備及び積算）］
ハ）ＲＣＣＭ［（トンネル部門）又は（施工計画、施工設備及び積算部門）］
ニ）土木学会認定技術者（特別上級土木技術者、上級土木技術者（トンネル・地下分野）又は１級土木技術者（トンネル・地下分野））のいずれかの資格

なお、外国資格を有する技術者（わが国及びＷＴＯ政府調達協定国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はＲＣＣＭ相当との国土交通大臣認定（総合政策局建設振興課）を受けている必要がある。競争参加資格確認申請書提出期限までに当該認定を受けていない場合にも競争参加資格確認申請書を提出できるが、この場合、競争参加資格確認申請書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が競争参加資格の確認を受けるためには競争参加資格確認結果通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

⑻　特定建設工事共同企業体を構成する場合においては、次に掲げる事項を満たしていること。

①　各構成員が当該工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可の営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

②　各構成員の出資比率が２者で構成される場合は30％以上、３者で構成される場合は20％以上であることとし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。

③　中日本高速道路株式会社が別に定める特定建設工事共同企業体協定書（甲）による協定書（案）が提出されていること。

④　各構成員が当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。

⑼　審査基準日から設計業務の見積合せの日までの期間に、本工事を監督する部署の施工管理業務の受注者、当該施工管理業務の担当技術者の出向・派遣元、又は当該受注者、担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連がある者として、本工事の発注に関与した者でないこと。又は現に当該施工管理業務の受注者、当該施工管理業務の担当技術者の出向・派遣元、又は当該受注者、担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

⑽　審査基準日から設計業務の見積合せの日までの期間に、競争参加資格確認申請書を提出しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（同一の者が複数の特定建設工事共同企業体の構成員である場合は、当該関係があるものとみなす。）。

3　優先交渉権者の選定に関する事項

⑴　技術提案の評価に関する基準

1）全体計画の理解度　10点
2）発進基地の課題に対する提案能力及びリスクの想定・対応力　10点
3）外殻部の課題に対する提案能力及びリスクの想定・対応力　20点
4）躯体の課題に対する提案能力及びリスクの想定・対応力　20点
5）褄壁の課題に対する提案能力及びリスクの想定・対応力　10点
6）工事に伴う地上部への影響の課題に対する提案能力及びリスクの想定・対応力　10点

⑵　本工事及び東京外かく環状道路　中央ジャンクション南地中拡幅（南行）工事（以下「南行工事」という。）は、大深度地下部の透水性の高い帯水層という厳しい地盤条件下で、本線シールドとランプシールドを接合する難工事である。よって、これまでに前例のない新たな技術を活用した施工方法となる可能性が高いことから、複数の技術について詳細な技術的検討・検証を加え、工事の確実性と安全性を高める必要がある。

そのため、南行工事で採用された技術提案を踏まえたうえで、本工事の優先交渉権者の選定を行う。

よって、以下の手順により、優先交渉権者を選定する。

①　競争参加希望者のうち契約責任者が競争参加資格があると認めた者から提出された技術提案書を３の⑴の評価基準に基づいて評価し、順位を決定する。

②　技術評価点が最上位である者の「外殻部の課題に対する提案能力及びリスクの想定・対応力」（以下「外殻部」という。）及び「躯体の課題に対する提案能力及びリスクの想定・対応力」（以下「躯体」という。）の技術提案と南行工事で採用された「外殻部」及び「躯体」の技術提案を比較する。

③　②の結果、技術評価点が最上位である者の「外殻部」及び「躯体」の技術提案の技術が南行工事で採用された「外殻部」及び「躯体」の技術提案の技術と同一技術（※）でない場合は、技術評価点が最上位である者を優先交渉権者に選定する。

④　②の結果、技術評価点が最上位である者の「外殻部」及び「躯体」の技術提案の技術が南行工事で採用された「外殻部」及び「躯体」の技術提案の技術と同一技術（※）である場合は、技術評価点が最上位である者の「外殻部」及び「躯体」の評価項目の評価点と次点である者の「外殻部」及び「躯体」の評価項目の評価点を比較する。

⑤　④の結果、最上位である者の「外殻部」及び「躯体」の評価項目の評価点がいずれも次点である者の「外殻部」及び「躯体」の評価項目の評価点を上回っている場合は、最上位である者を優先交渉権者に選定する。

⑥　④の結果、最上位である者の「外殻部」及び「躯体」の評価項目の評価点がいずれか一方でも次点である者の「外殻部」及び「躯体」の評価項目の評価点を上回っていない場合は、次点である者を優先交渉権者に選定する。

※同一技術とは、「外殻部」の技術提案に係る技術のうち、「外殻部の施工方法のうち外殻シールドの施工方向」、「外殻シールド間の距離」及び「外殻シールドの発進・到達時の止水工法」と、「躯体」の技術提案に係る技術のうち、「躯体の構造」、「躯体の施工方法のうち躯体の構築方法」及び「外殻シールド間の相互の連結における止水工法」が、すべての項目において同一の技術である場合をいう。

4　手続きに関する事項

⑴　担当部局　〒105―6011 東京都港区虎ノ門４丁目３番１号　中日本高速道路株式会社　東京支社　総務企画部　契約チーム　電話03―5776―5600（代表）